

肝炎治療受給者認定審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県肝炎治療特別促進事業実施要綱第8の2の規定に基づき、肝炎治療受給者認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査会は、熊本県の諮問に応じ、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 肝炎治療受給者証交付対象者の審査
- (2) その他、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内で組織する。

- 2 委員は、熊本県肝炎治療特別促進事業実施要領第2に規定する者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度の途中から委員になった者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 会長の任期は、委員の任期による。

(審査会の開催及び運営)

第5条 審査会は、原則として毎月1回開催する。

- 2 審査会は、2名以上の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、審査結果を知事に提出する。
- 4 別に定める場合においては、持ち回り審査により審査会の開催に代えることができる。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、熊本県健康福祉部健康危機管理課において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 熊本県肝炎対策認定協議会運営要領（平成20年5月26日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。